

(仮称) 松本市ゼロカーボン実現条例の骨子 (案)

1 条例の目的

- (1) 脱炭素に関し、市、事業者及び市民それぞれの責務を明らかにし、今後の施策の基本方針を定めます。
- (2) 基本方針等に基づく取組みにより、再生可能エネルギーの導入及び温室効果ガスの削減の流れを加速させ、2050年にゼロカーボンを実現します。

2 施策の基本方針

- (1) エネルギーの地産地消の実現
再生可能エネルギーを最大限導入し、自然環境と地域に調和したエネルギーの地産地消（市域内で生産された再生可能エネルギーを市域内で消費すること）を実現します。
- (2) 省エネルギーの取組強化
省エネルギー関連技術の普及促進、学習や啓発等の強化を通じ、より一層の省エネルギー化を推進します。
- (3) 脱炭素に寄与する社会基盤の構築
公共交通や自転車の利用促進、森林整備や緑化を通じた吸収源対策の推進、ごみの削減やリサイクルの徹底などの取組みを複合的に進めることで、温室効果ガスを削減し、脱炭素に寄与する社会基盤を構築します。

3 市の責務

- (1) あらゆる政策分野でゼロカーボンの実現につながる取組みを実行します。
- (2) 市民、事業者、金融機関、国、県、他の市町村、大学、その他関係する団体等と連携し、取組みを推進します。
- (3) 市民、事業者等によるゼロカーボンに関する取組みに対し必要な支援を行います。
- (4) 市が所有する施設の建設、改修、更新、維持管理等を行う場合は、率先してゼロカーボン化に関する設備等を積極的に導入します。
- (5) 国が募集する脱炭素に関連するプロジェクトに積極的に取り組むよう努めます。

4 市民及び事業者の責務

- (1) 再生可能エネルギーの導入・利用及び省エネルギー化の取組みを積極的に行います。
- (2) 電気自動車等の移動手段への転換、ごみの減量、リサイクル等、温室効果ガスの削減につながる取組みを積極的に行います。
- (3) 市が行うゼロカーボンの実現に関する施策に協力します。

5 実行計画

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）及び気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画に相当する計画として、脱炭素に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための実行計画を策定します。
- (2) 実行計画は、温室効果ガスの削減目標及び再生可能エネルギーの導入目標並びにゼロカーボンの実現に関する取組方針及び基本施策を定めます。
- (3) 実行計画の策定に当たっては、市民、松本市環境審議会等の意見を聴取します。

6 再生可能エネルギーの利用拡大

- (1) 再生可能エネルギー由来の電力や熱の供給を行おうとする事業者、地域の団体等に必要支援を行います。
- (2) 市民、事業者等が再生可能エネルギーを最大限導入するために必要な支援を行います。
- (3) 地域による主体的な再生可能エネルギーの活用を支援することで、地域活力の向上や、電力供給システムの強靱化を図り、自立・分散型エネルギー体制の構築を推進します。

7 再生可能エネルギーの導入等の適正措置

再生可能エネルギーの導入・拡大に当たり、自然環境や生物多様性、街並みや山岳景観、森林や農地が有する多面的機能など、様々な地域特性に配慮し、関連する施設や設備の適正な導入に対し必要な措置を講じます。

8 省エネルギー化の促進

市民、事業者等が使用するエネルギーを省力化するための取組みに対し、必要な支援を行います。

9 脱炭素に寄与する社会基盤整備の促進

公共交通の利用促進、森林整備、緑化推進、廃棄物の削減及び再資源化並びにその他温室効果ガスを削減する取組みを通じ、脱炭素に寄与する社会基盤の整備を促進します。

10 新技術の普及促進

事業者、大学等の研究機関と連携し、再生可能エネルギー及び省エネルギー化に関連する新技術の普及・促進に必要な情報収集、共有等を積極的に行います。

11 脱炭素に関連する産業化の促進

脱炭素に関連する産業の創出及び集積を促進するために、関連産業の事業者が行う設備投資等に必要な支援を行います。

12 学習機会の創出

ゼロカーボンに関する取組みやその必要性について理解を深める学習機会の創出や意識啓発を積極的に行います。

13 財政上の措置

ゼロカーボンの実現に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講じます。